

シルバークリニック 訪問看護利用料金表（介護保険）

基本利用料	日中：8時～18時	早朝：6時～8時 夜間：18時～22時	深夜：22時～翌朝6時
訪問看護Ⅱ 1（20分未満）	262円	328円	393円
訪問看護Ⅱ 2（30分未満）	392円	490円	588円
訪問看護Ⅱ 3（30分以上60分未満）	567円	709円	851円
訪問看護Ⅱ 4（60分以上90分未満）	835円	1,044円	1,253円
サービス提供体制加算	1回の訪問につき		60円

加算項目	加算料金	加算要件
初期加算	300円/初回月	・新規に訪問看護計画書を作成し、訪問看護を利用した初回月 ・当事業所の利用が過去2ヶ月間なく、新たに訪問看護計画書を作成し、訪問看護を利用した初回月
退院時共同指導加算	600円	病院・診療所・老健から退院又は退所するにあたり、入院又は入所機関の主治医・他職員と共同し、療養者または家族に対し、在宅生活の指導等を文書にて提供し、初回の訪問を行った場合
緊急時訪問看護加算	290円/月	利用者の同意のもとに、利用者又は家族等に対して、24時間連絡体制にある場合
特別管理加算	250円/月 又は500円/月	特別な管理を必要とする利用者に対して、計画的な管理を行った場合
看護体制強化加算	300円/月	医療ニーズの高い利用者へ、訪問看護の提供体制を強化した場合
長時間訪問看護加算	300円/月	特別管理加算の対象者に対して、訪問時間が1時間30分以上となる場合（1時間以上1時間30分未満の基本料金に加算）
複数名訪問看護加算	30分未満：254円/回 30分以上：402円/回	利用者の身体的理由により、2人の看護師等が同時に1人の利用者に対し、訪問看護を行った場合（利用者の同意必要）
ターミナルケア加算	2,000円/死亡月	死亡日及び死亡前14日以内に、2日以上訪問看護を行い、利用者とその家族に説明した上で、ターミナルケアを実施した場合
中山間地域に居住する利用者への訪問看護	100分の5を所定単位に加算	通常のサービスを提供する地域を越えて訪問看護を実施した場合
看護・介護職員連携強化加算	250円/月	訪問介護事業所の職員に対し、特定行為業務を円滑に行える為の支援を行った場合

※上記料金は、利用者が負担する1割の料金で掲載しております。

※2割負担の方は、上記料金表を参考にしてください。

※准看護師が訪問看護サービスを実施した場合、所定単位数の100分の90を算定いたします。

※当事業所と同一・隣接する敷地への建物に訪問する場合、所定単位数の100分の90を算定いたします。

※当事業所と同一・隣接する敷地以外の集合住宅（集合住宅内の訪問看護サービス契約者が20人以上）に居住する利用者へサービスを提供する場合、所定単位数の100分の90を算定いたします。

※計画的に訪問することになっていない緊急訪問を行った場合は、所要時間に応じた利用料金負担が生じます。

※特別管理加算を算定する者の時間外訪問については、月の2回目以降の計画外訪問より、『早朝・夜間・深夜料金で算定いたします』